

歯科健診等のあり方等に関する検討会（第2回）	資料3
令和8年6月22日（月）	

歯科健診等のあり方等に関する検討会
中間とりまとめ（案）

令和8年〇月〇日

1 はじめに

健康で質の高い生活を営む上で、口腔の健康の保持・増進は重要な役割を果たしていることから、生涯を通じた歯・口腔の健康を実現していくことが重要である。

そのためには、定期的な歯科健診や歯科診療を通じた歯科医師・歯科衛生士による口腔健康管理が重要であり、「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（第二次）」（令和5年厚生労働省告示第289号）では、令和17年度までに「過去1年間に歯科検診を受診した者の割合を95%」にすることを目標としている。

この目標の実現に向け、歯科健診の機会の充実を図るための新たな歯科健診のあり方や、効果的・効率的な歯科健診、歯科保健指導や普及啓発等について、具体的な検討を行うため、本検討会を設置した。

本検討会では、まずは〇回にわたり、簡易な口腔スクリーニングを活用した歯科健診のあり方に関する議論を行い、今般、中間報告をとりまとめた。

2 歯科健診の現状と課題

- 国民の歯科口腔保健の状況は、小児のう蝕の減少や8020達成者（80歳で20本以上の歯を有する者）の増加など、総じて改善している。一方で、40歳以降の歯周病の罹患率は改善しておらず、歯周病は成人が歯を失う最大の原因となっている。
- 「過去1年間に歯科検診を受診した者の割合」は年々増加しているものの、令和6年歯科疾患実態調査では63.8%にとどまっている。学齢期では学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）に基づく学校歯科健診が実施されているため10歳代前半までは高いが、10歳代後半以降低下し、特に、20～39歳、さらに男性では60歳代後半まで「過去1年間に歯科検診を受診した者の割合」が低くなっている。
- 歯科健診の受診率が低い年代は現役世代であり、第3次産業の就労者を対象とした口腔保健行動に関する研究において、定期歯科検診を受診しない理由は「時間がない」が半数以上を占めていた、という結果も報告されている。
- 現役世代の歯科健診の機会を増やすためには、現役世代が受診しやすいものであって、事業主、保険者及び自治体等の歯科健診実施者においても、コスト、時間及び実施体制等の観点から実施しやすい歯科健診のあり方が求められる。

3 簡易な口腔スクリーニングの活用について

(1) 健康診査の考え方

- 「健康診査」は大きく「健診」と「検診」に分けられ、それぞれの考え方については、次の通り整理されている¹。
 - ・ 健康診査：疾病を早期に発見し、早期治療につなげることで、健康診査の結果を踏まえた栄養指導その他の保健指導（運動指導等生活習慣の改善のための指導を含む。以下同じ。）等を行うことにより、疾病の発症及び重症化の予防並びに生涯にわたる健康の増進に向けた自主的な努力を促進する観点から実施するもの。
 - ・ 健診：必ずしも特定の疾患自体を確認するものではないが、健康づくりの観点から経時的に値を把握することが望ましい検査群。健診の結果、異常がないとしても行動変容につなげる狙いがある。
 - ・ 検診：主に特定の疾患自体を確認するための検査群。検診の結果、異常がなければ次の検診まで経過観察を行うことが多い。
- 従来行われている歯科医師が口腔内診査を行う歯科の健康診査では、う蝕や歯周病等の特定の疾患を確認するとともに、口腔機能や口腔粘膜、顎関節の状態、また口腔衛生状態等を総合的に確認し、結果に応じて歯科保健指導及び受診勧奨が実施されており、「健診」と「検診」の両者の要素がある。健康増進法に基づく健康増進事業として実施される歯周病検診を除き、一般的には「歯科健診」として行われている。
- 疾病の診断等に使用されることを目的とした医薬品及び医療機器については、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下、「薬機法」という。）」において、「体外診断用医薬品」及び「医療機器（医療機器プログラムを含む。）」に位置づけられ、その製造販売については、一部を除いては厚生労働大臣の承認が必要である。
- 現在、口腔疾患のスクリーニング検査に活用できるものとしては、唾液等を検体としてヘモグロビンを検出し、歯周病のスクリーニング検査が可能な体外診断用医薬品が6製品程度、製造販売されている。
- 歯科医師の口腔内診査による口腔疾患の診断等を行う歯科健診の実施が困難な場合において、現時点では「簡易な口腔スクリーニング」として、体外診断用医薬品を活用した歯周病のスクリーニング検査を行うことが可能であると考えられる。
- 歯周病のスクリーニングについては、これまでもその活用について研究報告がなさ

¹ 健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針（平成16年厚生労働省告示第242号）

れているとともに、本年 5 月には特定非営利活動法人日本歯周病学会から「生涯を通じた歯科健診（いわゆる「国民皆歯科健診」）に対する日本歯周病学会からの意見書（案）」が公表され、唾液中のヘモグロビンレベルと歯肉の炎症との関連性や、唾液中のヘモグロビン検出用に開発された試験紙ストリップ法による歯周病のスクリーニング検査の有用性が示されている²。

- なお、現時点で歯周病のスクリーニング検査することが可能な体外診断用医薬品は、検査時点の唾液中に含まれるヘモグロビン濃度を評価して歯周病の疑いを検査するものであり、歯周病に特異的な指標ではないことや、歯周病に罹患しているとしても唾液採取時点の状況によってヘモグロビンが検出されない場合があること、歯周病の診断及びう蝕・その他の口腔疾患の疑いや診断はできないこと等に留意が必要である。

（２）「簡易な口腔スクリーニングを用いた歯科健診」の考え方（P）

- 生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）の推進に向けて、特に現役世代を中心とした過去 1 年以内に歯科健診を受けていない者等に対して歯科健診を受けることのできる環境整備を進めることは、定期的な歯科受診や、口腔疾患の早期発見・早期治療を促す観点から重要である。
- 一方で、歯科医師が口腔診査を行う従来の歯科健診の実施が難しい場合等もあることから、その代替の方法として、「簡易な口腔スクリーニングを用いた歯科健診」の考え方を整理する。（参考資料 1）
- 「簡易な口腔スクリーニングを用いた歯科健診」とは、簡易な口腔疾患のスクリーニングの実施から歯科医療機関への受診勧奨/歯科保健指導までを行うものとする。
- また、現時点では、「簡易な口腔スクリーニング」として、体外診断用医薬品を用いた歯周病のスクリーニング検査に加え、質問紙等により、う蝕や咬合状態、口腔機能等のその他の口腔疾患の状態や歯周病を含む自覚症状等を確認し、歯科医師（医師）（以下、「歯科医師等」とする。）が歯科医療機関における精密検査の必要性を判断する場合、歯周病に限らず口腔疾患の疑いを評価しているため「簡易歯科健診（仮称）」とする。
- 一方、体外診断用医薬品を用いた歯周病のスクリーニング検査の結果に基づく歯周病の疑いを歯科医師等が評価し、質問紙等の体外診断用医薬品以外のツールを用いて、

² 特定非営利活動法人日本歯周病学会「生涯を通じた歯科健診（いわゆる「国民皆歯科健診」）に対する日本歯周病学会からの意見書（案）」（令和 8 年 5 月 18 日）

受診勧奨/歯科保健指導のため、歯科医師等以外の者が口腔の状態を確認する場合は、歯周病のスクリーニング検査に基づく歯周病の疑いのみの評価となるため、「歯周病スクリーニング健診（仮称）」とする。

- なお、体外診断用医薬品以外のツールを用いて、受診勧奨/歯科保健指導のため、歯科医師等以外の者が口腔の状態を確認する行為を、本取りまとめにおいては「口腔チェック（仮称）」とし、検査には該当しないものとする。
- そのため、「口腔チェック（仮称）」のみを実施する場合は、「簡易な口腔スクリーニングを用いた歯科健診」ではなく、「受診勧奨」とする。
- 体外診断用医薬品で判定できないその他の口腔疾患の疑いを評価する方法は、例えば「歯周病検診マニュアル 2023」³に掲載されている歯科健康診査票における歯や口の中の状況等に関する質問項目や、特定健康診査の「標準的な質問票」⁴の歯・口腔に関する質問項目、「後期高齢者の質問票」⁵の口腔機能に関する質問項目等を用いることが考えられる。その他、関係団体等が公表しているもの等もあることから、事業主、保険者及び自治体等の健診実施者は、連携する歯科医師がいる場合は、歯科医師と相談の上、決定することが望ましい。
- 受診勧奨（結果の通知）については、体外診断用医薬品による歯周病のスクリーニング検査の結果が陽性の場合やその他の口腔疾患の疑いがある場合は、歯科医療機関での精密検査が必要であるが、体外診断用医薬品による歯周病のスクリーニング検査が陰性であっても、歯や口腔に関する自覚症状等がある場合は、歯科医療機関を受診するよう受診勧奨を行う。（参考資料 2、3）
- 体外診断用医薬品による歯周病のスクリーニング検査の結果が陰性であり、口腔疾患の疑いが低い又は歯や口腔に関する自覚症状等がない者であっても、歯周病は自覚症状が乏しいまま進行する疾患であること、また初期う蝕も無症状な場合が多いことから、受診者には「簡易な口腔スクリーニングを用いた歯科健診」で評価可能な口腔疾

³ 歯周病検診マニュアル 2023（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001521553.pdf>

⁴ 標準的な健診・保健指導プログラム（令和 6 年度版）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000194155_00004.html

⁵ 高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン第 3 版

<https://www.mhlw.go.jp/content/001239590.pdf>

患の疑いは限定的であることや口腔疾患の特徴等について説明し、歯科医療機関での定期健診・口腔健康管理につなげることが重要である。

(3) 「簡易な口腔スクリーニングを用いた歯科健診」の実施方法等 (P)

- 現時点で製造販売されている歯周病のスクリーニング検査が可能な体外診断用医薬品の使用方法は、次の2種類が想定される(参考資料4)。それぞれ健診実施者の体制等に応じて利用されることが望ましい。
 - ① 健診会場で当日判定ができる検査を用いる方法：
試験紙の発色反応により短時間で判定可能な製品を使用し、健診会場に歯科ブースを作り、受診者に当日結果を通知する方法。健診当日に歯科保健指導/受診勧奨を行うことも可能である。
 - ② 唾液検体を自宅で採取し、後日、結果を送付する方法：
専用の検査キットを用いて採取した唾液検体を衛生検査所等に郵送して専用装置で測定する製品を使用し、後日結果を通知する方法。健診当日に受診者が持参する場合、健診当日は検体の提出のみであるため、一般健診等のスキームを変更せずに実施可能である。また、検体を受診者が直接、衛生検査所等に郵送する場合は、一般健診等とは別に、任意の時期に実施可能である。なお、健診会場に検体測定の専用装置がある場合は、健診当日に検体測定と併せて歯科保健指導/受診勧奨を行うことも可能である。
- 「簡易な口腔スクリーニングを用いた歯科健診」を同時に実施する健診としては、特定健診や事業主が実施する一般健診、自治体等が実施するがん検診等が想定される。また、乳幼児歯科健診の際に保護者に対して実施し、親子に対する歯科保健指導を同時に行うことも効果的であると考えられる。
- 「簡易な口腔スクリーニングを用いた歯科健診」は、短時間でコストを抑えて実施でき、汎用性が高いことが利点であるが、健診実施者の体制等により対象者を選定して実施することも有用であると考えられる。
(対象者選定方法の例)
 - ・ レセプトデータを活用し、歯科医療機関を一定期間受診していない者や糖尿病に罹患しているが歯科受診のない者等を選定
 - ・ 特定健診結果等から、糖尿病の高リスク者や標準的な質問票の歯・口腔の質問項目該当者等を選定

(4) 歯科保健指導・受診勧奨 (P)

- 「簡易な口腔スクリーニングを用いた歯科健診」では、検査結果だけではなく結果に応じた歯科医療機関への受診勧奨や歯科保健指導がより重要であり、歯科医療機関へ

の受診や継続的な口腔健康管理につなげるとともに、受診者の口腔の健康に対するリテラシーを高めることが重要である。

- 具体的な受診勧奨・歯科保健指導の実施方法については、健診実施者や受診者の状況に応じて、歯科専門職等による対面又はオンラインでの実施、関係団体・関係学会等により製作されたパンフレットや動画等の活用等が考えられる。
- 歯科保健指導は、個々の状況に応じた指導が可能となることから、歯科専門職が行うことが望ましい。一方で、すべての歯科保健事業担当者が活用できる歯科保健指導マニュアル等の整備や情報発信等を進めることが求められる。

4 今後の課題や取組等について（P）

- 本検討会において、我が国における歯科保健を取り巻く状況等を踏まえ、現時点において、歯科医師が口腔内診査を行う歯科健診が困難な場合に実施する「簡易な口腔スクリーニングを用いた歯科健診」の考え方について、これまでに計〇回議論を重ね、中間とりまとめを行った。
- 特に歯科健診を実施していない事業主、保険者及び自治体等において、コストや時間の負担等を抑えた「簡易な口腔スクリーニングを用いた歯科健診」を当該事業主く、保険者及び自治体等の実情に応じて実施することにより、歯科健診受診率の向上及び国民の歯科口腔保健の保持・増進につながるとともに、健康寿命の延伸に寄与することが期待される。
- 一方で、「簡易な口腔スクリーニングを用いた歯科健診」は、歯科医療機関での歯科専門職による歯周病を含む口腔疾患の予防・治療を促すための入口としての位置付けであり、口腔疾患の疑いを有する者や口腔疾患に罹患している者を確実に歯科医療機関への受診（歯科医師による精密検査）につなげることが重要である。そのため、スクリーニング検査の判定基準や運用条件、歯周病以外の口腔疾患のスクリーニングの評価方法及び適切な歯科保健指導・受診勧奨の方法等について、引き続き検証を行い、適切な実施方法を示すことが求められる。
- なお、今回は、現時点で歯科健診時に使用可能な体外診断用医薬品（唾液中のヘモグロビン濃度を検出し、歯周病の疑いを評価する検査）を使用する場合の考え方について整理を行ったが、今後、唾液以外の検体や歯周病以外の口腔疾患の疑いを評価する体外診断用医薬品や口腔疾患の疑いを判定可能なプログラム医療機器等が新たに承認された場合は、それらを活用した歯科健診のあり方について検討する必要がある。

歯科健診のあり方等に関する検討会 構成員名簿

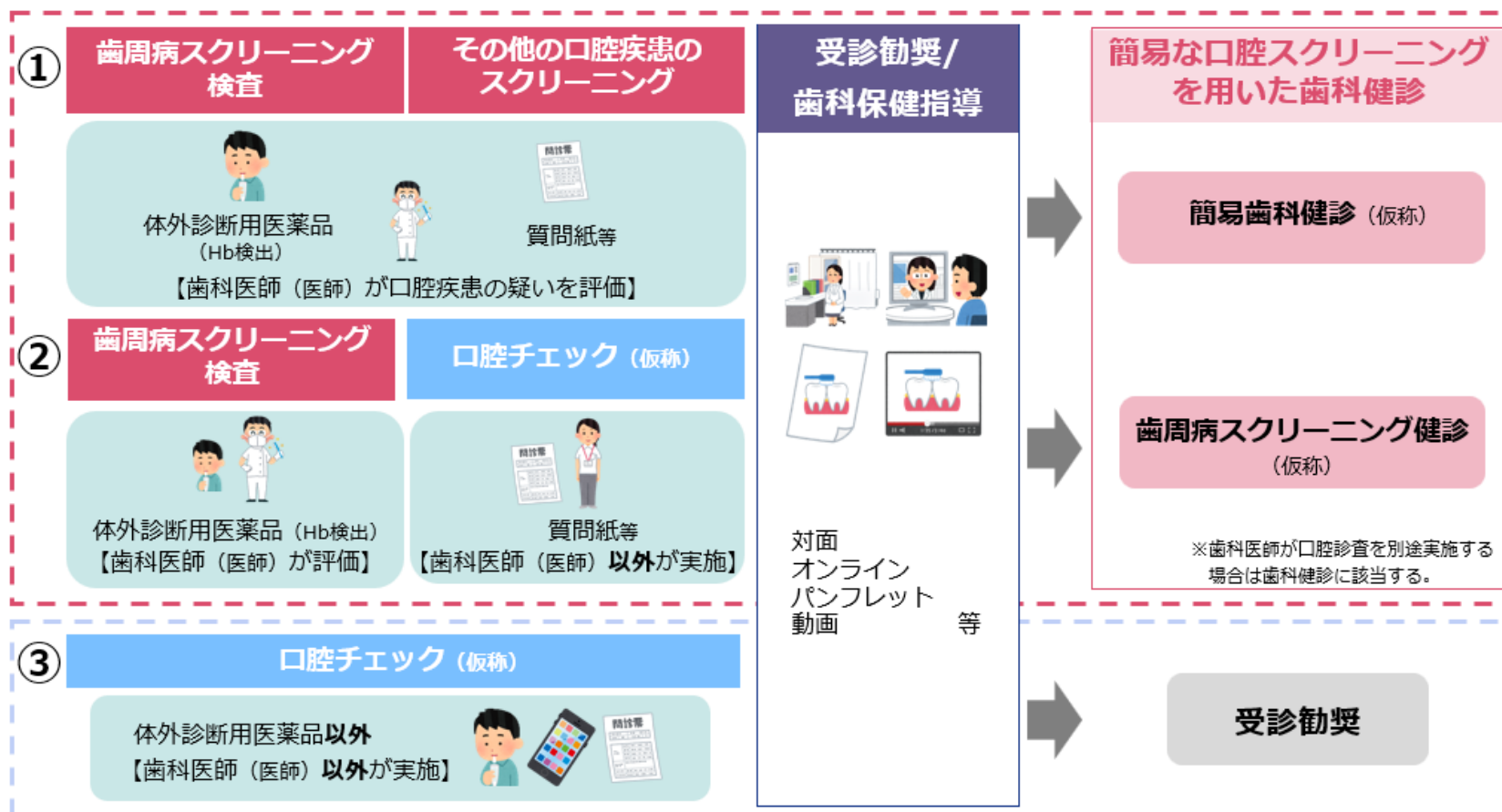
氏名	所属
池井 真守	全国健康保険協会 保健部長
◎ 川口 陽子	日本歯科医学会 副会長
北村 知昭	特定非営利活動法人 日本歯科保存学会 理事長
佐原 博之	公益社団法人 日本医師会 常任理事
塩野 裕	日本商工会議所 総務部長
田村 道子	葛飾区 健康部 歯科保健担当課長
中野 恵	健康保険組合連合会 参与
武藤 繁貴	公益社団法人 日本人間ドック・予防医療学会 副理事長
武藤 智美	公益社団法人 日本歯科衛生士会 会長
福田 英輝	国立保健医療科学院 主任研究官
安田 恵理子	公益社団法人 日本産業衛生学会 産業歯科保健部会長
○ 山本 龍生	一般社団法人 日本口腔衛生学会 理事長
山本 秀樹	公益社団法人 日本歯科医師会 常務理事
吉成 伸夫	特定非営利活動法人 日本歯周病学会 理事長

◎座長 ○座長代理

(令和8年6月22日時点)

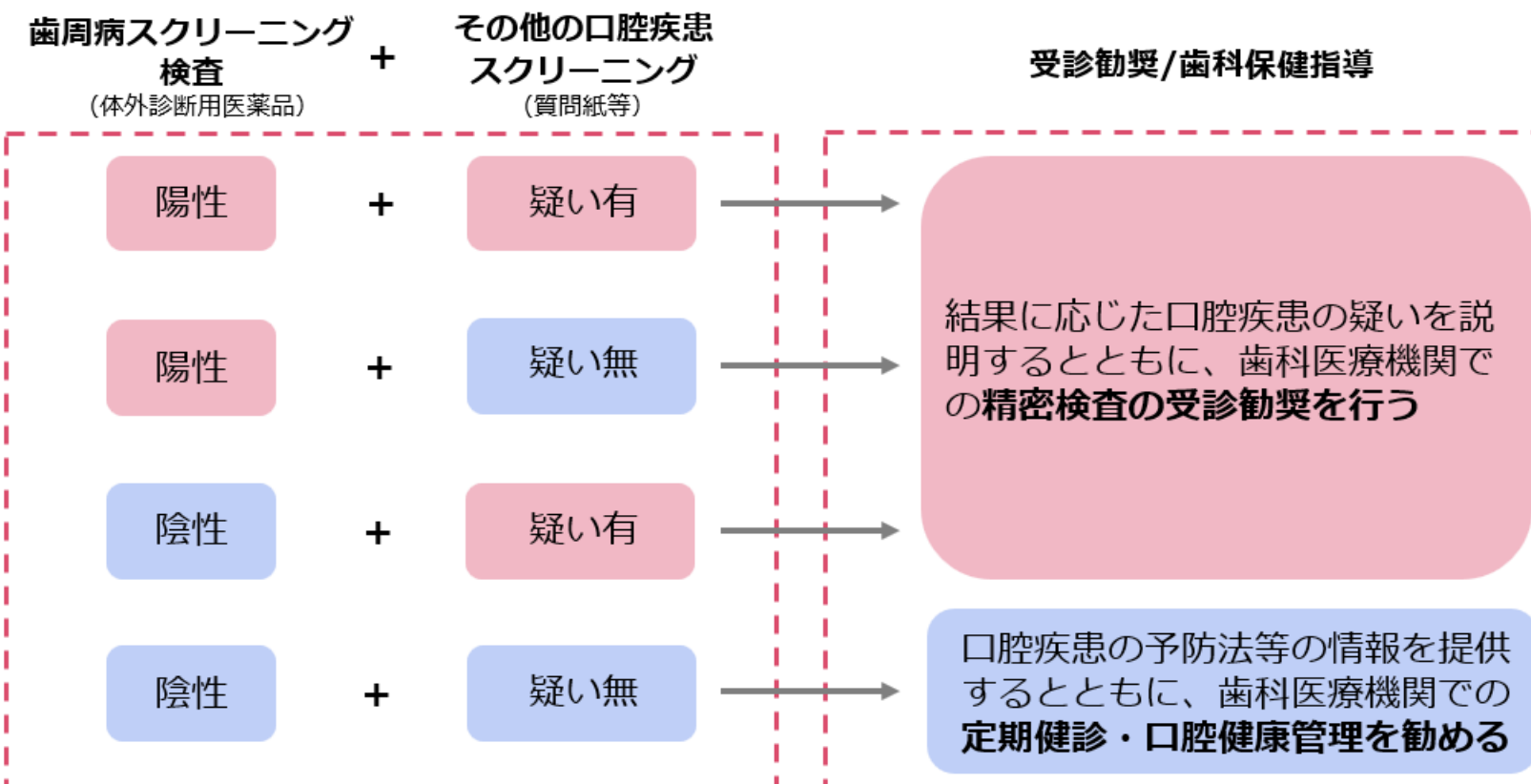
現時点での簡易な口腔スクリーニングを用いた歯科健診等（案）

対象者：現役世代を中心とした過去1年以内に歯科健診を受けていない者 等



① 簡易歯科健診（仮称）における受診勧奨までの流れのイメージ（案）

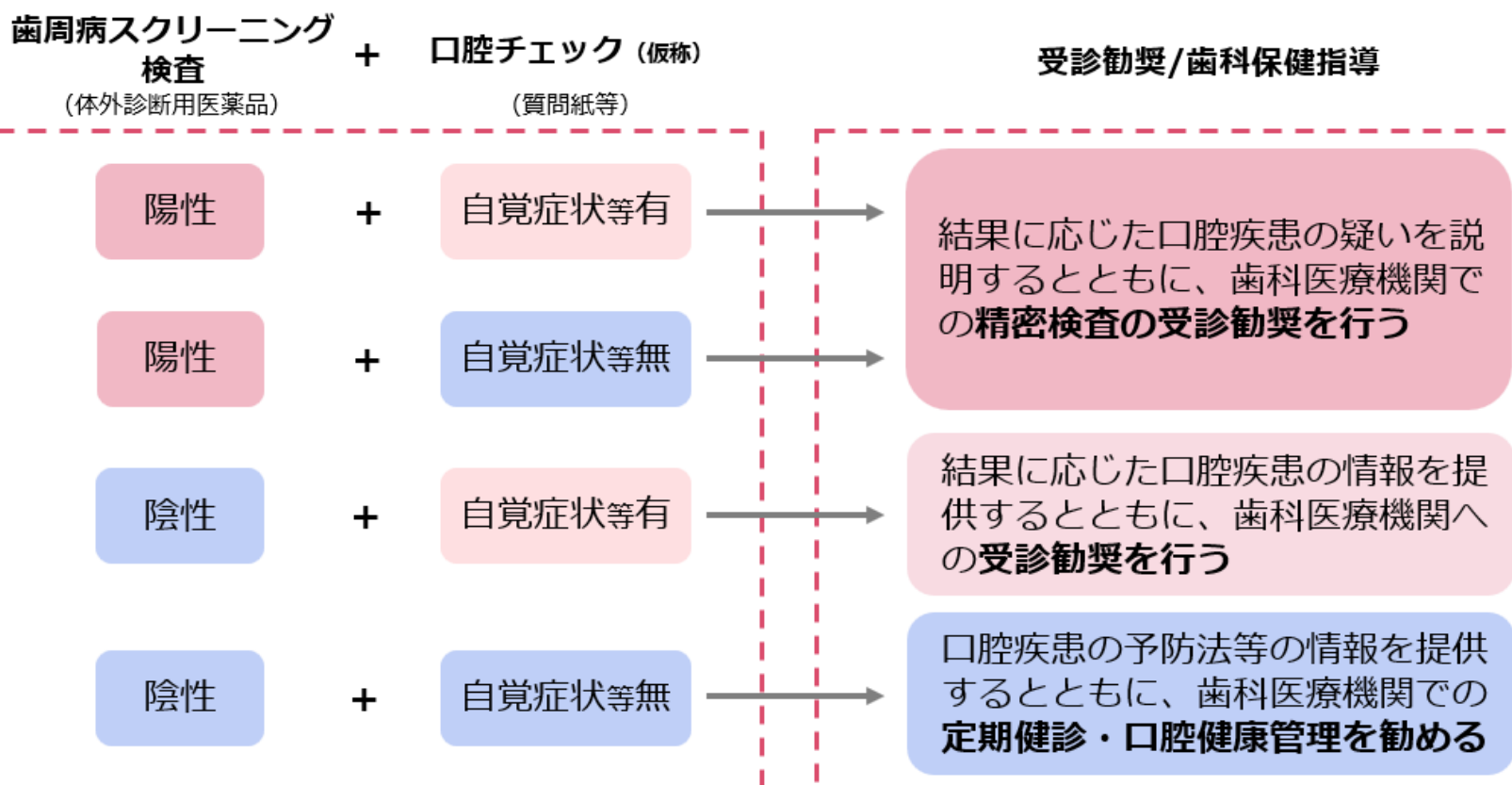
簡易歯科健診（仮称）：歯周病のスクリーニング検査及びその他口腔疾患のスクリーニングを実施し、
歯科医師（医師）が歯周病を含む口腔疾患の疑いを評価



※受診者が歯科医療機関に受診する際は、簡易な口腔スクリーニングを用いた歯科健診の結果に基づく受診であることが歯科医療機関に伝わるようにすることが望ましい。

② 歯周病スクリーニング健診（仮称）における受診勧奨までの流れのイメージ（案）

歯周病スクリーニング健診（仮称）：歯周病のスクリーニング検査の結果に基づく歯周病の疑いを歯科医師（医師）が評価し、
質問紙等による口腔チェック（仮称）を歯科医師（医師）以外の者が実施



※受診者が歯科医療機関を受診する際は、簡易な口腔スクリーニングを用いた歯科健診の結果に基づく受診であることが歯科医療機関に伝わるようすることが望ましい。

簡易な口腔スクリーニングを用いた歯科健診の実施方法（案）のイメージ

＜①健診会場で検体測定を実施＞



＜②自宅等で検体採取を実施＞

